

令和3年

行方市農業委員会

# 第13回総会会議録

(令和3年12月23日)

令和3年12月23日 行方市農業委員会第13回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第96号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第97号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第98号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第99号	現況証明願について
議案第100号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第101号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第102号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第55号	農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について
報告第56号	農地法第4条の規定による許可の取消願の受理について
報告第57号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第58号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第59号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第60号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	7番 横瀬 忠 美
8番 古渡 武 文	9番 内藤 宏 一	10番 本澤 政 雄
11番 風間 啓 次	12番 根本 正 義	13番 小沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡司 正 彦	16番 椎名 勇
17番 高塚 利 英	18番 根崎 和 枝	19番 清水 量

## 3 本日の欠席委員

6番 平塚 実

## 4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分 (会長挨拶)
事務局	ただいまより行方市農業委員会第13回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、一言ご挨拶を申し上げます。 師走のお忙しい中に、委員の皆様には第13回の農業委員会総会に出席をいただきましてありがとうございます。この1年は、新型コロナウイルスで終わろうとして

おります。2回のワクチン接種も終わり、県内の感染者は落ち着いている状況ではありますが、オミクロン株の発症で予断を許さない状況かと思えます。

さて、先月31日に県農業会議主催の農業者年金加入推進会議が開催され、今年度内の加入者の推進をお願いしたいとのごことでございました。コロナ禍ではありますが、委員の皆様には加入推進をお願いしたいと思います。

それから、9日は市長への要望書の提出を行い、令和4年度の事業等への対策、支援をお願いいたしました。

寒い折ではございますが、体に気をつけて仕事を頑張っていただきたいと思えます。以上でございます。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告。

別紙、12月行事経過報告により説明させていただきます。

まず初めに、12月2日、令和3年度全国農業委員会会長代表者集会。こちらはウェブ開催におきまして、高塚会長のほうで要請決議、申合せ決議、活動事例報告、市長講演の内容を行いました。

続きまして、12月9日、市長への要望書提出及び意見交換会。こちらは麻生庁舎におきまして、令和4年度行方市農業施策に関する要望書を市長のほうへ提出をいたしました。要望書の提出の後に意見交換会を行いまして、出席者につきましては、役員の皆様、そして事務局のほうで出席をいたしました。

次に、12月16日、常設審議委員会。こちら市町村会館におきまして、諮問案件の審査を行いました。出席者は清水委員と事務局で出席をいたしました。

12月23日、本日でございます。第13回総会になっております。以上でございます。

(議長の選出)

事務局 それでは、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員数は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は、本日1日としたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

		(議事録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 9 番内藤宏一委員 10 番本澤政雄委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は、別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第96号)
議	長	議案第96号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を 議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第96号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する (別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	項ごとに審議をいたします。 第1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第1項の調査について報告いたします。 調査には高塚会長、野原推進委員さんに協力をお願いいたしました。 譲受人は市内手賀在住、農業兼団体役員の80代の男性の方です。譲渡人も市内手 賀在住、無職の男性の方です。申請事由は農業の規模拡大で、区分は売買による所 有権の移転になります。譲受人の畑に隣接しており、譲渡人も耕作ができないので 譲ることにしたそうです。場所は国道355号線の舟津信号の近くで、通作距離も 自宅より20mです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお 願いします。以上です。
議	長	調査の結果は許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ござ いませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第2項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。第2項の調査報告をいたします。 調査には清水委員、大原推進委員に協力していただきました。 2項の受人は、行方市内宿在住の75歳の男性です。主に水稻15,340㎡、露 地野菜4,960㎡ほど耕作しております。渡人は行方市行戸在住の69歳の農業

		の男性の方です。申請理由は交換して利便性をよくする。区分は交換による所有権移転を申請しているものでございます。今回権利を設定しようとする土地4,960㎡は受人の自宅に近いということで、耕作の利便性がよくなるためです。農業従事日数も280日以上、農機具もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、第2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番 12番、根本です。第3項について報告いたします。 なお、本庁舎は大久保委員、吉田推進委員とともに調査してまいりました。本件は第2項の交換相手となります。 譲受人は市内行戸区在住、69歳、農業の男性。譲渡人は市内内宿区在住、75歳の農業の男性です。土地は市内稲荷地区の畑、5,084㎡で、申請事由は交換して利便性をよくするということとあります。区分は交換による所有権の移転であります。譲受人は現在、後継者とともに2ha余りで露地野菜を経営しています。当該農地は隣接地に借りている畑があり、取得することにより利便性が一段とよくなること。また耕作面積も変わらないということから快諾したとのこととあります。調査の結果は何の問題もなく、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、第3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第4項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第4項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 受人は行方市小高在住、69歳、農業の男性です。渡人は同市小高在住、無職の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定のためです。区分は売買による所有権の移転です。この土地は長年受人が耕作している農地でもあり、また農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、椎名です。第5項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 受人は潮来市で農業を営む法人です。渡人は東京都在住、52歳、会社員の男性です。申請事由は農業経営の拡大・充実のためです。区分は売買による所有権の移転です。この土地は以前からこの法人が耕作している土地であり、また農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第6項の調査員より調査の報告を求めます。
5	5番	5番、橋本です。6項の調査報告をします。 この案件は宮内推進委員さんの協力を得て調査してまいりました。 譲受人は市内白浜在住、40代の会社員兼農業の男性です。譲渡人は市内白浜在住、50代の会社員兼農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大のための売買による所有権の移転の申請をしているものでございます。今回の権利を設定しようとする土地は自宅隣の土地です。農機具等備わっているので、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果、農機具等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第7項の調査員より調査の報告を求めます。
9	9番	9番、内藤です。第7項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、高塚会長、風間、根崎両委員、石田、関口両推進委員の協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は行方市浜に在住する農業、62歳の男性です。渡人は同じく市内手賀に在住する農業の79歳の男性です。申請事由につきましては農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るということで、区分につきましては売買による所有権移転でございます。譲渡人は申請地を以前から作業委託しておりましたけれども、その受託者が高齢となってもう終了するという話があり、これを機会に作ってくれる方に売りたいということがございます。現場はちょうど国道355号舟津信号を霞ヶ浦に向かって200mぐらい入ったところでございます。譲受人宅からは4km、5分と

		<p>近く、問題なく許可相当と調査をしまいいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませぬか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	<p>19番、清水です。8項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は市内成田に在住し、水稻、野菜等を1,826aほど耕作している67歳の方です。譲渡人は東京都日野市在住の78歳の方でございます。申請事由なんです、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るために売買により所有権の移転をしたいというものであります。今回の申請地の田んぼの部分なんですけれども、田んぼの部分には仮登記がなされておりますが、受人はそれをよく承知してございまして、近々抹消してもらえんというふうなお話でございまして。問題ないものというふうにご調査をしまいいったわけでありませぬ。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひをいたします。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませぬか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	<p>14番、大久保です。9項について調査報告をします。</p> <p>この案件は、根本委員、日下推進委員のご協力を得て行いました。</p> <p>譲受人の方は市内小幡在住の57歳の男性の方。譲渡人の方は市内小幡在住、86歳の無職の方。2人の関係は同居の親子です。受人の方は田畑合わせて180a耕作し、水稻、カンショ、ハウレンソウ等を栽培している専業農家の方です。申請事由は記載のとおり息子に経営を任せることになった経営移譲で、区分は贈与による所有権移転になります。関係書類も整っており許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませぬか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	<p>13番、小沼です。10項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、太田、麻生地区、4人で調査をしまいいりました。</p> <p>譲受人は行方市麻生、さく井工業兼農業の64歳の男性の方です。譲渡人は石岡市</p>

成年後見人の女性の方です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて22,992㎡、主に水稻を家族3人で200日、家から4km、5分。農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認め、10項は原案どおり可決いたします。

議 長 次に、11項の案件につきましては、議事参与の制限により関係者は議事参与することができないとされています。よって関係者の退室を求め、その間、暫時休憩いたします。

(休憩) 午後 3時21分～午後 3時21分

議 長 再開いたします。  
調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、椎名です。第11項について調査報告をいたします。  
この調査には、推進委員の森山さん、箕輪さんに協力をいただきました。  
受人は行方市行方在住、60歳の男性。渡人は同市於下在住、71歳の男性です。  
2人の関係はいとこ同士になります。申請事由は農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るです。区分は贈与による所有権の移転です。後継者のいない渡人からの依頼で今回の申請に至ったそうです。この田畑とも受人の家より800mのところにある土地でございます。農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。  
ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩いたします。

(休憩) 午後 3時22分～午後 3時23分

議 長 それでは議事を再開いたします。  
次に、第12項、13項、14項は関連がありますので、一括審議といたします。  
調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。12、13、14項は関連がございますので、一括で調査報告いたします。

調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力していただきました。  
12項、13項、14項の借受人は東京都中央区在住の会社員兼農業の男性でござ



		います。12項の貸人は行方市次木在住の68歳の男性です。13項の貸人は行方市両宿在住の78歳の男性でございます。14項の貸人は行方市両宿在住の78歳の男性でございます。申請事由は農業経営規模拡大を図るため、区分は賃貸借になります。農業従事日数も150日以上、隣接する土地に醸造用のブドウが植えられており、規模拡大したいためとのことでもあります。行方市両宿にある実家から500m、車で3分ほどでございます。12項、13項、14項とも何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項、13項、14項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第97号)
議	長	議案第97号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第97号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、第1項、第2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第1項、2項は関連がありますので、一括で調査報告いたします。
		調査には高塚会長、野原推進委員とともに、現地の確認と立会いをお願いして調査してまいりました。
		申請人は市内手賀在住、農業の78歳の男性の方です。申請事由は農家住宅、農業用物置で、違反転用の是正になります。申請人は自宅がゴルフ場用地となり代替地に住宅を建築しましたが、農機具等も増え、平成6年より住宅、農業用物置を建築して無断で使用していたとのことです。始末書も添えられ、本人も深く反省しておりますので、寛大な処置をお願いしたいとのことでした。調査の結果は許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第1項、第2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第98号)
議	長	議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事	務	議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため

割愛する。)

- 議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。  
第1項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 4 番 14番、大久保です。1項について調査報告をします。  
この案件は根本委員、日下推進委員と調査しました。  
譲受人の方は市内小幡在住の28歳の会社員の方、譲渡人の方は市内小幡在住の57歳の会社員の方です。2人の関係はおじとおいになります。申請事由は自己用住宅で、渡人の方で管理ができなくなってきており将来のことを考慮し、おいに貸すことにしたそうです。区分は使用貸借権です。事業計画書、融資証明書等そろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 調査の結果は、書類等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、第2項の調査員より報告を求めます。
- 1 6 番 16番、椎名です。第2項の調査報告をします。  
調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。  
受人は東京都の太陽光発電事業の法人です。渡人は行方市島並在住、74歳、無職の男性です。申請事由は太陽光発電設備になります。区分は賃貸借権の設定です。申請地は第2種農地となります。この土地は長年耕作されていない状態です。また渡人が高齢のため耕作ができないとのことでした。場所は国道355号沿いで、旧タカスタンズの付近に当たります。パネル枚数240枚、発電出力49.5kwです。地区区長の同意書と関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、関係書類もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、第3項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 3 番 13番、小沼です。3項の調査報告をします。  
この調査には東京都中央区太陽光発電の法人の女性の方です。譲渡人は行方市麻生、会社役員、59歳の男性の方です。申請事由は太陽光発電設備、区分は賃貸借権です。場所は行方警察署付近になります。耕作されていない土地を有効利用したいということで、太陽光発電事業をしたいということです。パネル276枚、49.5kw。事業計画書、再生可能エネルギーの事業計画書の認定書も届いており、見積書、残高証明書、隣接同意書も取っており、許可相当と調査をしてまいりました。

		た。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。第4項の調査報告をいたします。 なお、この案件については大久保委員のご協力の下、調査してまいりました。受入ですが、市内矢幡在住の建材業を営む法人で代表は女性の方です。渡人は市内小幡在住の57歳、会社員の男性です。申請事由ですが、土の採取及び搬出路のための一時転用となります。区分は賃貸借権で、転用期間は許可日から2年です。周辺農地等への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。5項の調査報告をいたします。 今回の調査は根崎、内藤両委員さん、推進委員さんの関口、石田委員さんに同行していただきました。 譲受人は水戸市に在住、34歳、団体職員の男性です。譲渡人は市内芹沢地区在住、61歳、美容師の女性です。申請事由は、現在借家住まいのため、家族が増え手狭になり、自己用住宅建築計画に至ったそうです。この土地に関しましては、妻の母へ相談し、土地の借用が可能となり計画に至ったそうです。場所は玉造工業高校より上山方面に1kmほど行ったところ。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。第6項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員とともに調査してまいりました。 受入は鹿嶋市に在住する太陽光発電事業をしている会社の代表です。渡人は71歳、市内三和在住の会社員の男性です。申請事由は記載のとおり休耕地の畑を転用して資材置場にしたいというものです。以前よりこの辺一帯は休耕地でありました

		が、各地主との協議の上、この会社で太陽光発電事業を進めてきた場所です。今後は整備補修などの資材置場として転用したいというものです。区分は売買による所有権の移転です。必要書類はそろっており許可相当と調査してまいりました。皆さんご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第7項の調査報告をいたします。 この案件については、高塚会長とともに調査してまいりました。 譲受人は64歳、行方市西蓮寺に在住し、電気設備会社の代表取締役の方です。譲渡人は66歳、同市藤井に在住し、無職の方です。申請事由については記載のとおりで、自己資金による太陽光発電設備です。行方総合病院より南に約1.5kmのところになります。区分は賃貸借権になります。事業計画書、自己資金証明書、同意書などの必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
3	3番	3番、近藤でございます。8項について調査報告をいたします。 調査には清水委員に協力をさせていただきました。 譲受人は鹿嶋市に本店を構える太陽光発電事業を営む法人でございます。渡人は行方市次木在住の67歳の自営業の男性の方です。申請事由は太陽光発電事業を行いたいということで、721㎡の畑に148枚のパネルを並べ、周囲をフェンスで囲む計画でございます。排水は宅内浸透式で、書類のほうは事業計画書、資金計画書など必要なものはそろっております。この案件は先月第12回の総会議案の中で保留となったものでございます。農業委員会事務局、隣地地権者2名に立ち会っていただき、事業者から説明を現場でしていただきました。指摘しました隣地地権者への事業内容の説明については、事業主より説明をしていただき、フェンスの設置による隣地農地への影響については、セットバックをし、隣地へ進入ができるようにすると回答をいただきましたので、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第99号)
議	長	議案第99号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局		議案第99号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。1項の調査報告をします。 今回の調査は根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんとともに調査してまいりました。 申請人は市内芹沢地区在住、62歳、女性です。申請事由は昭和58年頃に住宅を新築した折に農地にはみ出して建ててしまったそうです。必要な書類も添付され、地目変更登記のための非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明の発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
全議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
7番		7番、横瀬です。2項の調査報告をします。 この件につきましても茂木委員とともに調査をしてまいりました。 申請人は同市山田に在住する無職の男性です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付を行います。30年以上農地として耕作しておらず、原野化している状況でした。現地を復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
全議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。3項の調査報告をします。 今回の調査も根崎、内藤両委員と推進委員の関口、石田両委員さんとともに調査してまいりました。 申請人は市内芹沢地区在住、63歳の女性です。申請事由は地目変更登記のための

		非農地証明の交付であります。平成元年頃から宅地及び倉庫として使用していたそうです。関係書類も添付され、交付が妥当であると調査してまいりました。ご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、証明書の発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。4項の調査報告をします。 この件につきましても茂木委員とともに調査をしてまいりました。 申請人は神奈川県横浜に在住する無職の男性です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。20年以上農地として耕作しておらず、現在山林化している状態でした。復元するにも困難であると判断し、非農地証明を交付するのは妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第5項及び第6項の土地は近隣のため、一括して調査報告いたします。 この調査は椎名委員さん、箕輪推進委員さん、森山推進委員さんに協力をしていただきました。 第5項の畑と第6項の畑は249㎡の他の畑を挟んだ近隣に位置しています。申請人は市内船子在住の男性で、申請事由は地目変更登記のためとしています。この2つの畑は20年以上耕作していなく、一面シノダケが自生しています。申請人は農業と別の職業で、農地に復元できたとしても、それらを自ら耕作することや、土地の形状や進入路の未整備など、ほかの方に耕作を依頼することは非常に困難です。以上のことから農地でない証明を発行することに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行に問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項、6項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。第7項について調査報告をいたします。  
現況確認には清水委員、大原推進委員のご協力をいただきました。  
申請人は行方市両宿在住、62歳の男性の方です。申請事由については地目変更登記のため非農地証明の交付となります。15年以上耕作しておらず、現況は傾斜地で原野化しておりました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議 長 調査の結果は、非農地証明発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。  
全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認め、7項は証明書を交付することに決定をいたします。

(議案第100号)

議 長 議案第100号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。  
事 務 局 議案第100号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。  
別紙、資料1をご覧ください。  
2枚目の農用地集積計画総括表のほうでご説明いたします。  
新規設定44件、85筆、134,021㎡。  
続いて更新の設定で29件、68筆、123,567㎡となります。  
新規と更新の合計としまして、73件、153筆、257,588㎡となります。  
次のページをご覧くださいと思います。  
こちらには、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容、期間、賃借料が記載されておりますので、ご確認願います。以上です。

議 長 ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第101号)

議 長 議案第101号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
事 務 局 議案第101号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。  
別紙、資料2をご覧くださいと思います。  
茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が中間管理権を取得する計画となります。  
2枚目、農地中間管理事業総括表で説明いたします。  
新規設定、合計18件、39筆、68,376㎡となります。  
次のページが農用地利用集積計画の一覧表になります。

議 全 議 長 設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご  
確 認 いた だ きたい と思 います。 以上 です。  
長 員 ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
長 員 異議なし。（全員一致）  
長 員 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について  
は原案のとおり決定といたします。

（議案第102号）

議 長 議案第102号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決  
定 について の 件 を 議 題 と いた します。 事務 局 より 説明 を お願い します。  
事 務 局 議案第102号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決  
定 について 説明 する。

別紙、資料3をご覧くださいと思います。

令和3年11月18日付で、行方市長より農業委員会会長宛てに農用地利用配分計  
画 案 に 係 る 意 見 を 求 め ら れ て お り ます。 計 画 案 に つ き ま し て は、 農 地 中 間 管 理 事 業  
を 実 施 する 公 益 社 団 法 人 茨 城 県 農 林 振 興 公 社 の 要 請 に よ り 市 が 公 社 に 提 出 する も の  
と な り ます。 計 画 案 が 49筆、90、580㎡と な り ます。 詳 細 に つ き ま し て は、  
次 の ペ ー ジ の 一 覧 表 で ご 確 認 を いた だ きたい と思 います。

な お、 議 案 第 101号 の 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 公 告 と 本 配 分 計 画 案 の 決 定 は 同 時 施  
行 と いた します。 これ に よ り 農 地 中 間 管 理 権 を 得 た 農 地 中 間 管 理 機 構 が 農 用 地 利 用  
配 分 計 画 を 定 め、 公 告 する こ と に よ り、 農 地 中 間 管 理 機 構 が 受 け 手 に 農 地 を 貸 し 付  
け る と い う 手 続 と な り ます。 以上 です。

議 全 議 長 員 ただいまの説明内容についてご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
長 員 異議なし。（全員一致）  
長 員 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決  
定 について は 原 案 の と お り 決 定 と いた します。

（報告第55号）（報告第56号）（報告第57号）

（報告第58号）（報告第59号）（報告第60号）

議 長 次に、報告案件に入ります。  
報 告 第 55号 農 業 委 員 会 等 の 関 する 法 律 第 26条 第 3項 の 規 定 に よ る 職 員 の 任 免  
に つ い て、 報 告 第 56号 農 地 法 第 4条 の 規 定 に よ る 許 可 の 取 消 願 の 受 理 に つ い て、  
報 告 第 57号 農 地 法 第 6条 の 規 定 に よ る 農 地 所 有 適 格 法 人 報 告 書 の 要 件 確 認  
に つ い て、 報 告 第 58号 農 地 法 第 3条 の 3第 1項 の 規 定 に よ る 届 出 書 の 受 理 に つ い て、  
報 告 第 59号 農 地 法 第 18条 第 6項 の 規 定 に よ る 通 知 書 の 受 理 に つ い て、  
報 告 第 60号 農 業 委 員 活 動 状 況 に つ い て、 以上 の 報 告 案 件 に つ い て 一 括 し て 事 務  
局 より 説明 願 います。

事 務 局 報 告 第 55号 農 業 委 員 会 等 に 関 する 法 律 第 26条 第 3項 の 規 定 に よ る 職 員 の 任 免



について説明する。

こちらにつきましては、農地法3条の処分取消等請求控訴事件がございまして、その訴訟事務に従事するために総務課の市の職員3名を農業委員会の事務局の職員として任命しておりました。その高等裁判所の判決が10月6日付で出されまして、結果として棄却するという判決になりました。その後、控訴期限を経過しました10月25日に農業委員会の3人の職を解きました。その報告になります。以上です。

事務局 報告第56号 農地法第4条の規定による許可の取消願の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第57号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。

別紙、資料4をご覧くださいと思います。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業状況を農業委員会に報告しなければならないこととなっております。今回は11月11日から12月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものについて報告いたします。今回は2法人から報告がございました。

農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要がありまして、1つ目が法人形態要件で、会社形態であること。2つ目が事業要件で、主な事業が農業であることで、農業と関連事業が売上高の過半を占めることとなります。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件になります。業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事して、さらにその役員、または事業の使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事することとなっております。

今回報告があった2法人については、この要件を満たしておりますのでご報告いたします。

報告第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第60号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議長 報告案件についての審議を求めます。ご異議ございませんか。  
全員 異議なし。（全員一致）  
議長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時03分

議長 これにて本総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。よって、第13回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

